

<報道発表資料>

産業労働部 金融課 企画・制度融資担当 東海林・梶原 直通 048-830-3801

内線 3792

E-mail: a3790-04@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:お知らせ

令和5年1月6日

令和5年1月10日(火)から伴走支援型経営改善資金の 融資要件を緩和します

埼玉県では、金融機関の継続的な伴走支援を要件とした「伴走支援型経営改善資金」 により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援してい ます。

このたび、売上高減少要件の減少率が15%から5%に引き下げられるなど、国の制度拡充があり、本資金の融資対象要件を以下のとおり緩和しました。

制度を利用する場合は、県内各金融機関にご相談ください。

● 改正後対象要件※

● 				
区分	融資対象要件			
セーフティネット保証4号	経営行動に係る計画を策定し、セーフティネット保証4号の認定を取得した者			
セーフティネット保証5号	経営行動に係る計画を策定し、セーフティネット保証5号の認定を取得した者			
一般保証	経営行動に係る計画を策定し、次のいずれかに該当する者			
	① 最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減			
	少している者			
	② 最近1か月の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比			
	較して5%以上減少している者			
	③ 最近1か月の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比			
	較して5%以上減少している者			
	④ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と			
	比較して5%以上減少している者			
	⑤ 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率			
	と比較して5%以上減少している者			
	⑥ 最近1か月の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率			
	と比較して5%以上減少している者			
	⑦ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益			
	率と比較して5%以上減少している者			

※ 令和5年1月10日以降の融資申込受付分から適用となります。

● その他の要件

保証制度	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	一般保証
融資限度額	1 億円		
融資期間	10年以内(据置5年以内)		
融資利率	年 0.9%以内~1.1%以内 責任共有制度の対象除外となる既往借入金を借り換える(県制度融資の既往借入金の範囲内 の額を借り換える場合に限る)場合は年0.9%以内~1.1%以内		
保証料率	年0.	2 %	年0.2%~1.15%